

## 令和5年度給与改定交渉 妥結内容の概要

事項	概要	実施時期
給料表の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給料表を引上げ改定 ※勧告どおり</li> <li>○ 業務職給料表（勧告対象外）は行（一）改定を基本に引上げ</li> </ul>	R 5. 4. 1 遡及適用
特別給の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤勉手当 0.10月引上げ ※勧告どおり (指定職、再任用 0.05月引上げ)</li> </ul>	R 5.12月期 遡及適用
給料の調整額の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給料表の改定に伴う引上げ改定 (例) 区分8（食肉市場、監察医務院等の現業） 現行 38,100円 → 改定後 38,400円（+300円）</li> </ul>	R 5. 4. 1 遡及適用
勤勉手当の成績率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課長代理級以下の下位からの減額分を見直し（再任用除く） 6% ⇒ 13%</li> </ul>	R 7. 6月期
帰住旅費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ等赴任職員に係る帰住旅費の支給対象事由の追加 任期付職員の任期が満了したことによる退職</li> </ul>	R 6. 3. 31 以後の退職
フレックスタイム制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務時間割振り後における職員からの変更申請の期限 変更を希望する日が属する週が始まる前まで ⇒ 変更を希望する日の前日まで</li> </ul>	R 6. 4. 1
勤務間インターバル・連続勤務の禁止の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象職場 時差勤務を導入している出先事業所へ拡大</li> <li>○ 勤務間インターバルの設定時間（原則11時間） 8時間から11時間 ⇒ <u>9時間</u>から11時間</li> </ul>	R 6. 4. 1
育児時間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用期間の拡大 生児の出生日の1年3月後の前日の終わりまで ⇒ 生児の出生日の1年<u>6月</u>後の前日の終わりまで</li> </ul>	R 6. 1. 1
災害休暇の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取得要件の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の現住居が滅失又は損壊したことによる一時的な避難</li> <li>・職員及び同一世帯の者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</li> </ul> </li> </ul>	R 6. 1. 1
夏季休暇の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交替制勤務等職員に係る取得期間の見直し 7月1日～9月30日 ⇒ 6月1日～10月31日</li> </ul>	R 6. 4. 1

事 項	概 要	実施時期
介護休暇の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用形態の中途変更が可能な期間 連続する6月の期間経過後における各承認期間につき1回 ⇒ 連続する6月の<u>期間内及び</u>期間経過後における各承認期間につき1回</li> <li>○ 既に承認された期間を短縮する中途変更を不可とする要件を撤廃</li> </ul>	R 6. 1. 1
会計年度任用職員への勤 勉 手 当 の 導 入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給対象（期末手当と同様） 基準日（6/1及び12/1）に在籍し、かつ、一会計年度において任用される期間が通算して6月以上の職員</li> <li>○ 支給月数：再任用以外の一般職員の勤勉手当支給月数</li> <li>○ 成績率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階は、標準と下位の2段階</li> <li>・標準3%、下位から減額分6%を原資に、標準へ配分</li> <li>・下位は前年度に業績評価の総合評価が最下位の者から局長が認定</li> <li>・業績評価による評定がない者は成績率対象外</li> </ul> </li> </ul>	R 6. 4. 1
会計年度任用職員に係る休暇等見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害休暇の導入（有給） 休暇の内容は常勤職員と同様</li> <li>○ 育児時間 常勤職員に準じて利用期間の拡大</li> <li>○ 介護休暇 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用形態の中途変更が可能な期間 連続する93日の期間経過後における各承認期間につき1回 ⇒ 連続する93日の<u>期間内及び</u>期間経過後における各承認期間につき1回</li> <li>・既に承認された期間を短縮する中途変更を不可とする要件を撤廃</li> </ul> </li> </ul>	R 6. 1. 1